

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

さいたま幸手線	路線名
幸手市北一丁目四〇九番地先から同市北一丁目四一〇番一地先まで	供用開始の区間
平成三十一年三月五日	供用開始の期日
平成三十一年三月五日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 十九・〇メートル	備考